

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事
工事地名	栃木県日光市川俣地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	鬼怒川ダム統合管理事務所 管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026030001	1 4) 単価適用年月	2026年 5月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 5月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	309日間 自 令和 8年 5月27日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	栃木県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	栗山地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	川俣ダム	2 2) 処 分 費 等	2, 040, 750
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月26日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
流木処理工	1	仮設工	1
維持修繕工	1		
除雪工	1		
雑工	1		
付帯道路工	1		

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 堰堤維持費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
---------------------	----------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持			式	1		20,488,153			
流木処理工			式	1		5,436,292			
湖面集積工			式	1		2,496,492			
湖面集積		湖面集積・陸揚・玉切り・仮置き	m3	150	16,590	2,488,500			単-1号
水面清掃船・作業船運転		官船貸与	日	6	1,332	7,992			単-2号
流木処分工			式	1		2,939,800			
流木積込・運搬(仮置場～処分場)		木屑等かさ高物 運搬距離58.1km	m3	150	6,452	967,800			単-3号
流木処分費		木くず(流木)	t	68	29,000	1,972,000			単-4号
維持修繕工			式	1		131,450			
塵芥処理工			式	1		131,450			
人力塵芥処理		木屑等かさ高物 運搬距離54.9km	m3	5	12,540	62,700			単-5号
処分費		街路樹剪定枝	m3	5	13,750	68,750			単-6号

設計内訳書

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
除雪工			式	1		290,900			
除雪工			式	1		290,900			
除雪ドーザ		ホイール型 8t級 1.3～1.4 m3	時間	8	17,770	142,160			単-7号
除雪労務費			人	6	24,790	148,740			単-8号
雑工			式	1		5,585,606			
雑工			式	1		4,214,300			
雑工労務費			人	170	24,790	4,214,300			単-9号
除草工			式	1		257,110			
機械除草・集草		肩掛け式	m2	3,500	73.46	257,110			単-10号
清掃工			式	1		644,960			
ダム本体清掃			m2	2,000	55.08	110,160			単-11号
管理用道路清掃			m2	3,500	152.8	534,800			単-12号

設計内訳書

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
側溝清掃工		式	1		469,236				
人力側溝清掃	蓋無	m	410	549.6	225,336			単-13号	
人力側溝清掃	コンクリート蓋	m	120	1,333	159,960			単-14号	
人力側溝清掃	鋼蓋	m	60	1,399	83,940			単-15号	
付帯道路工		式	1		8,561,955				
薄層カラー舗装工		式	1		8,561,955				
薄層カラー舗装		m2	771	7,590	5,851,890			単-16号	
薄層カラー舗装材撤去		m2	771	3,515	2,710,065			単-17号	
仮設工		式	1		481,950				
交通管理工		式	1		481,950				
交通誘導警備員		式	1		481,950			内-1号	
直接工事費		式	1		20,488,153				

設計内訳書

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費		式	1		1,976,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		1,976,000				
純工事費		式	1		22,464,153				
現場管理費		式	1		7,486,000				
工事原価		式	1		29,950,153				
一般管理費等		式	1		6,049,847				
工事価格		式	1		36,000,000				
消費税相当額		式	1		3,600,000				
工事費計		式	1		39,600,000				

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 B		人 日	27	17, 850	481, 950			
合 計					481, 950			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一1号	湖面集積	湖面集積・陸揚・玉切り・仮置き	単位	m3	数量	1	単価	16, 590
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
湖面集積工	流木集積作業	m3	1	6, 136	6, 136			
陸揚げ工(流木積込み、仮置き場運搬作業)	陸揚:B地区～仮置:B地区 運搬距離0. 1km含	m3	1	7, 652	7, 652			
切断・はい積み工	玉切り・はい積み作業	m3	1	2, 796	2, 796			
計					16, 584			
単価					16, 590	円／m3		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	水面清掃船・作業船運転	官船貸与	単位	日	数量	1	単価	1, 332
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
水面清掃船		自航式7m双胴式(無償貸与)	日	1	1, 160	1, 160		
作業船		(無償貸与)	日	1	172	172		
計						1, 332		
単価						1, 332	円／日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	流木積込・運搬(仮置場～処分場)	木屑等かさ高物 運搬距離58. 1km	単位	m3	数量	1	単価	6, 452
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集 (機械処理)		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 60. 0km以下 持込	m 3	1	6, 452	6, 452		
計						6, 452		
単価						6, 452	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単一4号	流木処分費	木くず(流木)	単位	t	数量	1	単価 29, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (t)			t	1	29, 000	29, 000	
計						29, 000	
単価						29, 000	円/t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単一5号	人力塵芥処理	木屑等かさ高物 運搬距離54. 9km	単位	m3	数量	1	単価 12, 540
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
堆積塵芥収集 (人力処理)		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 60. 0km以下 持込 全ての費用	m 3	1	12, 540	12, 540	
計						12, 540	
単価						12, 540	円/m3

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	処分費	街路樹剪定枝	単位	m3	数量	1	単価	13, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	13, 750	13, 750		
計						13, 750		
単価						13, 750	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	除雪ドーザ	ホイール型 8t級 1. 3～1. 4m3	単位	時間	数量	1	単価	17, 770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除雪ドーザ運転 (一般除雪)		持込 持込 ホイール型[フラウ・バケット兼用型] 排ガス型(第2次) 8t級 計上しない 計上する	時間	1	17, 770	17, 770		
計						17, 770		
単価						17, 770	円／時間	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	除雪労務費		単位	人	数量	1	単価	24, 790
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	24, 786	24, 786		
計						24, 786		
単価						24, 790	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	雑工労務費		単位	人	数量	1	単価	24, 790
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	24, 786	24, 786		
計						24, 786		
単価						24, 790	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	機械除草・集草	肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価	73. 46
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 有り	m 2	1	49. 68	49. 68		
集草		人力	m 2	1	23. 78	23. 78		
計						73. 46		
単価						73. 46	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	ダム本体清掃		単位	m2	数量	1	単価	55. 08
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路面清掃（歩道等・人力）		横断歩道橋・地下道 普通	m 2	1	55. 08	55. 08		
計						55. 08		
単価						55. 08	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－12号	管理用道路清掃		単位	m2	数量	1	単価	152. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路面清掃（歩道等・人力）		歩道 普通	m 2	1	152. 8	152. 8		
計						152. 8		
単価						152. 8	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－13号	人力側溝清掃	蓋無	単位	m	数量	1	単価	549. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃（人力清掃工）		無蓋	m	1	549. 6	549. 6		
計						549. 6		
単価						549. 6	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	人力側溝清掃	コンクリート蓋	単位	m	数量	1	単価	1, 333
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃（人力清掃工）		有蓋 コンクリート蓋	m	1	1, 333	1, 333		
計						1, 333		
単価						1, 333	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	人力側溝清掃	鋼蓋	単位	m	数量	1	単価	1, 399
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃（人力清掃工）		有蓋 鋼蓋(ボルト締無)	m	1	1, 399	1, 399		
計						1, 399		
単価						1, 399	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単一16号	薄層カラー舗装		単位	m2	数量	1	単価 7, 590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹脂系すべり止め舗装工		歩道(路側帯・スクリーン含む) RPN-501 100m2以上(標準) 無 無 無 有 有 1.0m超え(標準)	m 2	1	7, 590	7, 590	
計						7, 590	
単価						7, 590	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単一17号	薄層カラー舗装材撤去		単位	m2	数量	1	単価 3, 515
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
既設薄層カラー舗装材撤去・表面研磨工			m2	1	3, 515	3, 515	
計						3, 515	
単価						3, 515	円／m2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	湖面集積工	流木集積作業	単位	m3	数量	100	単価	6, 136
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2	33, 252	66, 504		
	普通船員		人	4	33, 864	135, 456		
	普通作業員		人	6	24, 786	148, 716		
	諸雑費（率＋まるめ） 75%		式	1		262, 924		
	計					613, 600		
	単価					6, 136	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	陸揚げ工(流木積み込み、仮置き場運搬作業)	陸揚:B地区～仮置:B地区 運搬距離0. 1km含	単位	m3	数量	100	単価	7, 652
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2	33, 252	66, 504		
	普通船員		人	2	33, 864	67, 728		
	特殊作業員		人	2	28, 050	56, 100		
	普通作業員		人	6	24, 786	148, 716		
	バックホウ運転(クローラー型山積0. 45m3)	掘み装置開口幅1700～2000mm 爪幅400～750mm	日	2	52, 040	104, 080		
	ダンプトラック運転	オンロード・デisel 4t積級	日	1. 5	45, 250	67, 875		
	諸雑費（率＋まるめ） 75%		式	1		254, 197		
	計					765, 200		
	単価					7, 652	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	切断・はい積み工	玉切り・はい積み作業	単位	m3	数量	100	単価	2, 796
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2	33, 252	66, 504		
	特殊作業員		人	2	28, 050	56, 100		
	普通作業員		人	2	24, 786	49, 572		
	バックホー運転(クローラー型山積0. 45m3)	掘み装置開口幅1700~2000mm 爪幅400~750mm	日	2	52, 040	104, 080		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		3, 344		
	計					279, 600		
	単価					2, 796	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	水面清掃船	自航式アルミ双胴式(無償貸与)	単位	日	数量	1	単価	1, 160
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
水面清掃船		自航式アルミ双胴式(無償貸与)	供用日	1. 75	663	1, 160		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 160		
単価						1, 160	円／日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	作業船	(無償貸与)	単位	日	数量	1	単価	172
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
作業船		(無償貸与)	供用日	1. 66	104	172		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						172		
単価						172	円／日	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	29, 000	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費		木くず(流木)	t	100	29, 000	2, 900, 000			
計						2, 900, 000			
単価						29, 000	円／ t		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	13, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		街路樹剪定枝	m 3	100	13, 750	1, 375, 000		
計						1, 375, 000		
単価						13, 750	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	除雪ドーザ運転（一般除雪）	持込 持込 ホイール型[フﾟラウ・ﾊﾟｯｹｯﾄ兼用型] 排ｶﾞｽ型(第2次) 8t級 計上しない 計上する	単位	時間	数量	1	単価	17, 770
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	除雪ドーザ運転	持込 ホイール型[フﾟラウ・ﾊﾟｯｹｯﾄ兼用型] 排ｶﾞｽ型(第2次) 8t 級 標準 控除しない 1人乗り	時間	1	15, 950	15, 950		
	スノーバケット [除雪ドーザ（ホイール型）用]	バケット容量1. 2～1. 4 m 3	時間	1	550	550		
	タイヤチェーン損耗費	1. 3～1. 4m3 16. 9-24	h	1	1, 270	1, 270		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					17, 770		
	単価					17, 770	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	樹脂系すべり止め舗装工	歩道(路側帯・スクラップゾーン含む) RPN-501 100m2以上(標準) 無 無 無 有 有 1.0m超え(標準)	単位	m 2	数量	1	単価	7, 590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	樹脂系すべり止め舗装工	R P N - 5 0 1	m 2	1	7, 590	7, 590		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					7, 590		
	単価					7, 590	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	既設薄層カラー舗装材撤去・表面研磨工		単位	m2	数量	100	単価	3, 515
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 04	33, 252	34, 582		
	はつり工		人	3. 13	32, 334	101, 205		
	普通作業員		人	5. 21	24, 786	129, 135		
	発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動 出力45kVA	日	1. 04	6, 906	7, 182		
	諸雑費（率＋まるめ） 30%		式	1		79, 396		
	計					351, 500		
	単価					3, 515	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	17, 850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人	1	17, 850	17, 850		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					17, 850		
	単価					17, 850	円／人日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホ運転(クローラ型山積0.45m3)	掘み装置開口幅1700~2000mm 爪幅400~750mm	単位	日	数量	1	単価	52, 040
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	58	152	8, 816		
バックホウ（クローラ）〔標準〕		バケット容量0. 4 5 m 3	日	1. 64	5, 550	9, 102		
掘み装置		開口幅1 7 0 0 ~ 2 0 0 0 爪幅4 0 0 ~ 7 5 0 mm	供用日	1. 64	3, 450	5, 658		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						52, 040		
単価						52, 040	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
	ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル4t積級	単位	日	数量	1	単価 45, 250
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	運転手（一般）		人	1	26, 928	26, 928	
	軽油		L	34	152	5, 168	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	通称4 t 積級	供用日	1. 29	9, 760	12, 590	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1. 29	433	558	
	諸雑費（まるめ）		式	1		6	
	計					45, 250	
	単価					45, 250	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	除雪ドーザ運転	持込 ホイール型[フ ラウ・バケツ兼用型] 排ガス型(第2次) 8t 級 標準 控除しない 1人乗り	単位	時間	数量	1	単価	15, 950
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	除雪ドーザ（ホイール型） プラウ・バケツ兼用型	排ガス型（第2次） 通称 8 t 級 1. 3 ～ 1. 4 m 3	時間	1	12, 450	12, 450		
	土木一般世話役		人	0. 105	33, 252	3, 491		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					15, 950		
	単価					15, 950	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動 出力45kVA	単位	日	数量	1	単価	6, 906
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	31	152	4, 712		
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]		4 5 k V A	日	1. 18	1, 860	2, 194		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6, 906		
単価						6, 906	円／日	

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	除雪ドーザ（ホイール型） プラウ ・バケット兼用型	排ガス型（第２次） 通称８ｔ級 １．３～１．４ｍ３	単位	時間	数量	1	単価	12, 450
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0. 21	28, 458	5, 976		
軽油			L	9. 5	152	1, 444		
除雪ドーザ（ホイール型） プラウ・バケット兼用型		排ガス型（第２次） 通称８ｔ級 １．３～１．４ｍ３	時間	1	5, 030	5, 030		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						12, 450		
単価						12, 450	円／時間	

R 8 川俣ダム管内維持管理工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	20,488,153
(2)共通仮設費	1,976,000
(3)純工事費	22,464,153

(1)+(2)

(4)現場管理費	7,486,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	29,950,153
----------	------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	6,049,847
-----------------	-----------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	36,000,000
----------	------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	3,600,000
------------	-----------

(12)請負工事価格	39,600,000
------------	------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	36,000,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	35,750,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	32,500,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	6,055,587	)
------------------	-----------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	20,488,153	直接工事費	20,488,153	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,040,750	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		1,412,982				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		1,412,982	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		437,460				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		19,512,631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		18,884,863		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.64 %		0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.13 %	（9.93% × 週休1.02）			
計上額		1,976,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	20,488,153		
非対象額計（一）	2,040,750				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	2,040,750	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	437,460				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					1,976,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	22,464,153	単独（追加工事）直接工事費	20,488,153	単独（追加工事）共通仮設費	1,976,000
非対象額計（－）	1,412,982				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,412,982	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	437,460				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	21,488,631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	20,860,863		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	33.83 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	34.84 %（33.83% × 週休1.03）		0 %		
計上額	7,486,000		0		0
			2,059,200（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	鬼怒川ダム統合管理事務所	管理課	工事番号	2026030001	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

工事原価	29,950,153				
純工事費	22,464,153	現場管理費	7,486,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	1,412,982				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,412,982	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	28,537,171	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	27,909,403	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	28,537,171				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	21.18 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	6,049,847				
業務委託料等	0				
調査基準価格	35,750,000				
調査基準価格の100/110	32,500,000	（ 90.28 % ）			

R 8 川俣ダム管内維持管理工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

国土交通省関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 工事地先

本工事の工事地先は栃木県日光市川俣地先とする。

第3条 主任技術者等

本工事の主任技術者は、次に掲げる基準を満たす者を配置することとする。

- (1) 主任技術者は、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士(土木)、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

① 1級建設機械施工技士の資格を有する者

② 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者

③ 2級建設機械施工技士の資格を有する者

④ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤ 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者。(土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。))都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者。)

⑥ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。)

(1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。

(2) 工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

(3) 下請次数は3次までであること。

(4) 現場に連絡員(※)を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

(5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

(6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

(7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

(8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。

第6条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認の

お願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。

なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 栃木県日光市川俣地先

緯度 36° 52' 38" 経度 139° 31' 12"

終点 栃木県日光市川俣地先

緯度 36° 52' 38" 経度 139° 31' 12"

第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※1

本工事は、川俣ダム管内のダム管理施設等の維持修繕工事（流木処理工1式、維持修繕工1式、除雪工1式、雑工1式、付帯道路工1式、仮設工1式）を行うものである。

第8条 工事成績優秀企業の認定

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

る。

- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式－０参照）

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－３	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請けの工事費内訳

第１０条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１１条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事

における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第12条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第13条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第14条 工事現場環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事現場環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考

慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事現場環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第15条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第16条 契約内容の変更手続き

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第17条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第18条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適當となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第19条 貸与物件

貸付機械は下記のとおりとし、無償貸付とする（別表－1）。

その取扱いについては、「請負工事用建設機械無償貸付仕様書」（URL：

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000007034.pdf に掲載）によるものとする。

- 1) 水面清掃船「せとあい」鋼製双胴船
- 2) 作業船「かわまたⅡ」FRP製単胴船

第20条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。

なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。

なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第21条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第22条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】 (1) ～ (6) 及び **【付属品として備えるもの】** (7) ～ (11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限 に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 23 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
 3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
 5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。

ただし、交通管理者等との協議条件などの社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
紅葉期間中の誘導他	通常（昼間のみ）	交通誘導警備員 B 1 人	栃木県日光市川俣地先（ダム右岸）（県道 23 号線接道部）

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 24 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛

かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30度(℃)以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(℃)以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又はWBGTが25度(℃)以上の場合、真夏日とする。

なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第25条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第26条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-3を参考にすること。

防災措置に要する費用については第 17 条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 27 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は、経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 28 条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第 29 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 30 条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 31 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するも

のとする。

第32条 交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第33条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第34条 貸付建設機械への受注者名の標示について

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第35条 工期

工期は、契約の翌日から令和9年3月31日までとする。

第36条 週休2日制適用工事の概要

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日

に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に

提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第37条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

また作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第38条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 39 条 新技術の活用等（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 38 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 38 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 40 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要

額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第41条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。

なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出

来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 2 条 契約後 V E 方式

1. 定義について

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲について

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出について

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査について

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等について

- (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護について

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第43条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第38条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第44条 見積活用方式

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

直接工事費の「流木処理工-湖面集積工-湖面集積」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為に参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

第45条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第46条 建設副産物の受入地

本工事は施工に伴い発生する流木等については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいます。

流木処理（昼間施工）…木屑（流木）

（1）受け入れ施設：（有）日光有機 猪倉 RC 工場

（2）受け入れ所在地：栃木県日光市猪倉字上原2310番地2

（3）受け入れ時間：8：00～17：00

(4) 運搬方法：4 t ダンプトラック（又は、コンテナダンプ車など）

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や土質に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第47条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第48条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員である。
3. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第49条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第50条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格照明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第51条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第52条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第53条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第54条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第55条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第56条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理ための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第57条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第58条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第59条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った

ときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第60条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第61条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第62条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第63条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 一般施工

第64条 地下埋設物

施工に先立ち工事箇所及びその周辺における光ケーブルの他、地下埋設物の設置状況について、入念な把握を行うものとし、結果については監督職員に報告するものとする。

なお、埋設物の有無、位置、深さ等の詳細について十分な把握ができない場合においては、監督職員の承諾を得て、試験掘り等の現地調査を実施するものとする。

また、工事期間中は地下埋設物に対し十分な養生を行うとともに、工事に従事する作業員に安全管理を含めて周知を行うものとする。

第65条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第66条 工事用道路

1. 搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。
2. 現地の状況により、上記により難い場合は監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

第4章 施工内容

第67条 湖面集積工

1. 集積は貯水池全体について行うものとし、契約数量に達した場合は、直ちに監督職員と協議し、その指示に従うものとする。
2. 湖面集積に使用する水面清掃船及び作業船は第19条貸与物件のとおりとする。
3. 施工時期、施工場所等の詳細については、監督職員より指示する。
4. 流木の陸揚げ場所は川俣B地区で仮置き場所は、川俣B地区仮置場（運搬距離0.1km）とし、詳細は監督職員より指示する。
5. 上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
6. 乗船時には必ず救命胴衣を着用し、安全管理に努めるとともに船舶運転者は有資格者とし、免許の写しを監督職員に提出するものとする。
7. 湖面集積の歩掛かりについては、湖面集積・陸揚・玉切り・仮置きを見込んでいるが、川俣ダム貯水池の特性による作業実態を踏まえた実績労務を基に、必要に応じて歩掛かりを変更する予定である。そのため受注者は、湖面集積工に係る作業に従事した労務員数、使用機械、同運転時間、第19条に示す貸付機械の運搬等に係る作業等、当該工における一切の作業に使用した資機材名及び運転時間を明記した作業日報と、同日報を作成した期間の流木処理量（毎日の処理量ではなく、トータルの処理量）を一緒にして、作業終了時に情報共有システムにて提出するものとする。

第68条 流木処分工

流木の処分先は、第46条、「建設副産物の受入地」記載の処分場を予定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、処分物を収集・運搬・処分するものは、原則、日光市一般廃棄物処理業許可証の交付を受けたものとする。

第69条 塵芥処理工

1. 塵芥処理は、ダム湖周辺及び管理区域内にある、木片等の軽量物等を収集するものとし、施工時期、施工場所等は、監督職員の指示によるものとする。
2. また、塵芥の種類により処分が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、適正な施設で処分を行うものとする。
3. 処分費については精算変更とするので、資料を添え監督職員と協議するものとする。
4. 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
5. 処分先は下記を予定している。

塵芥の種類	施設の名称	所在地
枝類	(有)日光有機	栃木県日光市猪倉字上原2310番地2

なお、上記は受注者の提示する施設と異なる場合において、運搬距離、処分費等、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項については設計変更の対象とする。

また、処分物を収集・運搬・処分するものは、原則、日光市一般廃棄物処理業許可証の交付を受けたものとする。

第70条 除雪工

1. 除雪工は、河川管理施設付近の除雪を行うものとし、監督職員の指示により、速やかに行うものとする。
2. 作業終了後は実施報告書に作業状況、完了状況等の写真を添付し、速やかに監督職員に提出し、確認を受けるものとする。
3. 除雪工の作業時間帯は所定労働時間となる8:00~17:00としているが、監督職員の指示によりこの時間帯以外での作業が必要になった場合及び作業前に待機時間を要する場合は、契約変更の対象とするものとし、作業内容や作業時間、待機時間について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

第71条 雑工

雑工は、川俣ダムの管理施設に関する清掃・補修等を行うものであり、下表に示す作業と実施時期を予定しており、詳細については、監督職員の書面での指示によるものとする。

なお、下表に示す作業については、予定であるため、監督職員の指示により、削除・追加の変更があるので、追加して行った作業については、変更の対象とする。

各作業の作業終了後には別添-1の「雑工施工実施報告書」に作業状況（機労材ごと）に取

りまとめ)、着手前・施工中・完了後等の写真を添付し、概ね1週間以内に速やかにその都度監督職員に提出し、確認を受けるものとし、この雑工施工実施報告書が速やかに提出されない場合、実施完了と見なさない。

番号	作 業 名	備 考
1	川俣ダム管理支所屋上積雪観測施設の補修作業	6月頃実施予定
2	4ダム見学会設営作業	7月頃実施予定
3	川俣A地区の支障木撤去作業	8～9月頃実施予定
4	川俣A地区のチップ材作成及び敷均し作業	8～9月頃実施予定
5	揚船設備駐車場下の支障木撤去作業	9～10月頃実施予定
6	管理用道路(B地区～門森橋)倒木等撤去作業	10～11月頃実施予定
7	堤体GG3監査廊内排水溝改修作業	11～12月頃実施予定
8	コンジットゲート室内簡易屋根設置作業	11～12月頃実施予定
9	PS6入口周辺整備作業	11～12月頃実施予定
10	紅葉時期の仮設トイレの設置作業	11月頃予定

第72条 除草工

(1) 除草箇所、除草回数については、下表の通りとするが詳細については、監督職員より指示する。

(2) 除草時期は監督職員の承諾を得るものとする。

	場所	機械除草工
①	管理用道路	1回
②	川俣ダム管理支所	1回
③	川俣ダム管理支所駐車場	1回
④	B地区～門森橋	1回
⑤	B地区進入路	1回
⑥	貯砂ダム進入路	1回
⑦	放流警報局	1回
⑧	慰霊碑広場、周辺法面部	1回

(3) 上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 刈草は、河川管理施設等に支障を及ぼすことのないように集草しなければならない。

(5) 除草時の飛散防止措置を行うものとする。

(6) 芝及び雑草の刈取高は、地表より10cm以下とし、むらのないように平滑に仕上げなければならない。

(7) 刈草の処分については監督職員と協議するものとする。

第73条 清掃工

- (1) 清掃工は、管理用道路、ダム堤体内等の清掃を行うものとする。
- (2) 施工時期、施工場所等の詳細については、監督職員より指示する。
- (3) なお、清掃工等によって廃棄物（古タイヤ、粗大ゴミ等）が発生した場合は、速やかに監督職員の確認を受け、その処理については協議するものとし、適正な処理にあたること。
- (4) 処分費は、別途変更契約の対象とする。
- (5) 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第74条 側溝清掃工

- (1) 側溝清掃工の清掃時期、施工場所等の詳細については、監督職員より指示する。
- (2) 掘削土の搬出先については、監督職員の指示によるものとする。
- (3) 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第75条 付帯道路工

川俣ダムスノーシェットの上面の遊歩道について、すべり止めとして、薄層カラー舗装を施工するものであり、既設の薄層カラー舗装の撤去範囲、設置範囲の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

なお、付帯道路工を施工するにあたり、ダム見学者の安全確保等の仮設、撤去材の運搬・処分について、必要な場合、監督職員と協議し、第13条設計審査会の設置により処理するものとする。

第5章 その他

第76条 震災対策等

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。
3. 鬼怒川ダム統合管理事務所管内で災害等緊急を要する事項が生じた場合は監督職員の協議により対応するものとする。

第77条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第78条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第23条5項
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☒ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第66条
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第46条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☒ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第19条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項 目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

[illegible][illegible]

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表－7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。
2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。
3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみ要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。
4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

[illegible]

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式-6(3)

番 号	項目内容
-----	------

VE 提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

平成 年 月 日 号

Ｖ Ｅ 提 案 採 否 通 知 書

○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長 印

特記仕様書「○ ＶＥ提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		Ｖ Ｅ 提 案 項 目 数 : 採 用 項 目 数 : 不 採 用 項 目 数 :
Ｖ Ｅ 提 案 に 対 す る 「 採 否 」 及 び そ の 理 由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 通知		提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
									受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管					
工事着手前	作成書類 の 役割 分担	設計 審査 会 で 確 認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関(○○○)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(○○○)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(○○○)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約 図書	契約書	8	工事請負契約書	－	－	○												
			9	共通仕様書	－	－	○												
		設計図書	10	特記仕様書	－	－	○												
			11	発注図面	－	－	○												
			12	現場説明書	－	－	○												
			13	質問回答書	－	－	○												
			14	工事数量総括表	－	－	○												
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○					○						
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○					○						契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○					○						
			18	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○					○						電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
			24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○					○						
			25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○						○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○				○							契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事前-	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○					○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事前-	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○					○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
工事書類	1 施工 計画	① 施工 計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○				○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○				○							
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○				○							
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○				○							
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		－		○				○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工 体制	② 施工 体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○				○						・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請入の営備業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○				○							
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○				○							
	3 施工 状況	③ 施工 管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○				○							協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
41			工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○				○								
42			工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○				○								
43			工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○				○								
44			工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○				○								
45			材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○				○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
46			材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出		提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
											監督職員 契約 担当 課	発注 担当 課								
施 工 中	工事書類	3 施工 状況	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○				○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○					○					・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○					○					ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。		
		④安全 管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
			51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○				○		○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○				○							事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
		⑤管 工程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○				○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
		⑥品 質管	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○				○						指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。		
	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○								
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5						○								
		完済 部分 検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○								
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○								
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○								
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○								
		既済 部分 検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19							○							
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○				○						中間技術検査時にも提出する。		
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○								
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○					○							
		修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○					○							
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○					○					部分使用がある場合に提出する。		
		工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○					○					工期延期が発生する場合に提出する。		
		支給 品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○				○						支給品を受領した場合に提出する。	
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○				○						支給品がある場合に提出する。	
			建設 機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○				○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		70		建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○				○							建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		現場発生品	71	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○				○		○					現場発生品がある場合に提出する。	
		その他	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○					○							既済部分検査等の際に提出する。
			73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○							○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
			74	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	－		○						○						
			75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○						○						
			76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○							○				新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	
工 事 完 成 時	契約関係書類		77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○								
			78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○								
			79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○					○							
	工事書類		80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○					○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○					○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○					○					・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要		
		写真	83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○					○				☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○					○					総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○					○					自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
		工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○					○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
			87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○					○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他	88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○						○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
		89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○						○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工 事 後 完 成	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○					○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。			

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

雑工施工実施報告書

作業内容	〇〇					
指示年月日	令和〇念〇月〇日	着手年月日	令和〇念〇月〇日	完了年月日	令和〇念〇月〇日	

労 務			建 設 機 械			
名 称	数 量	備 考	名 称	規格・寸法	数 量	備 考
特殊作業員						
普通作業員						
特殊運転手						
普通運転手						
〇〇						
〇〇						
仮 設 材			購 入 資 材			
名 称	数 量	備 考	名 称	規格・寸法	数 量	備 考
燃 料						
名 称	数 量	備 考				
ガソリン						
軽油						
その他()						

※雑工施工実施報告書には、①雑工作業日報、②図面・写真・数量計算書等の内容を添付する。

雑工施工実施報告書(写真)

	作業名
	着手前
	令和〇念〇月〇日
	作業名
	施工中
	令和〇念〇月〇日
	作業名
	完了後
	令和〇念〇月〇日

雜工作業日報

工 事 名	〇〇工事	株式会社 〇〇建設 現場代理人 〇〇 〇〇
作 業 日 時	令和 年 月 日() 00:00~00:00	

作 業 内 容
監督職員から指示された内容を記載

[illegible][illegible]

雑工作業日報(写真)

	作業名:
	作業日: 令和〇念〇月〇日
	作業時間: 〇:〇〇~〇:〇〇
	作業員人数
	使用機械
	使用材料
	作業名:
	作業日: 令和〇念〇月〇日
	作業時間: 〇:〇〇~〇:〇〇
	作業員人数
	使用機械
	使用材料
	作業名:
	作業日: 令和〇念〇月〇日
	作業時間: 〇:〇〇~〇:〇〇
	作業員人数
	使用機械
	使用材料

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 川俣ダム管内維持管理工事

国土交通省 関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
流木処理工		式		1		
湖面集積工		式		1		
湖面集積	湖面集積・陸揚・玉切り・仮置き	m3		150		
水面清掃船・作業船運転	官船貸与	日		6		
流木処分工		式		1		
流木積込・運搬(仮置場～処分場)	木屑等かさ高物 運搬距離58.1km	m3		150		
流木処分費	木くず(流木)	t		68		
維持修繕工		式		1		
塵芥処理工		式		1		
人力塵芥処理	木屑等かさ高物 運搬距離54.9km	m3		5		

工事数量総括表

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
処分費	街路樹剪定枝	m3		5		
除雪工		式		1		
除雪工		式		1		
除雪ドーザ	ホイール型 8t級 1.3～1.4m3	時間		8		
除雪労務費		人		6		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
雑工労務費		人		170		
除草工		式		1		
機械除草・集草	肩掛け式	m2		3,500		
清掃工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
ダム本体清掃		m2		2,000		
管理用道路清掃		m2		3,500		
側溝清掃工		式		1		
人力側溝清掃	蓋無	m		410		
人力側溝清掃	コンクリート蓋	m		120		
人力側溝清掃	鋼蓋	m		60		
付帯道路工		式		1		
薄層カラー舗装工		式		1		
薄層カラー舗装		m2		771		
薄層カラー舗装材撤去		m2		771		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

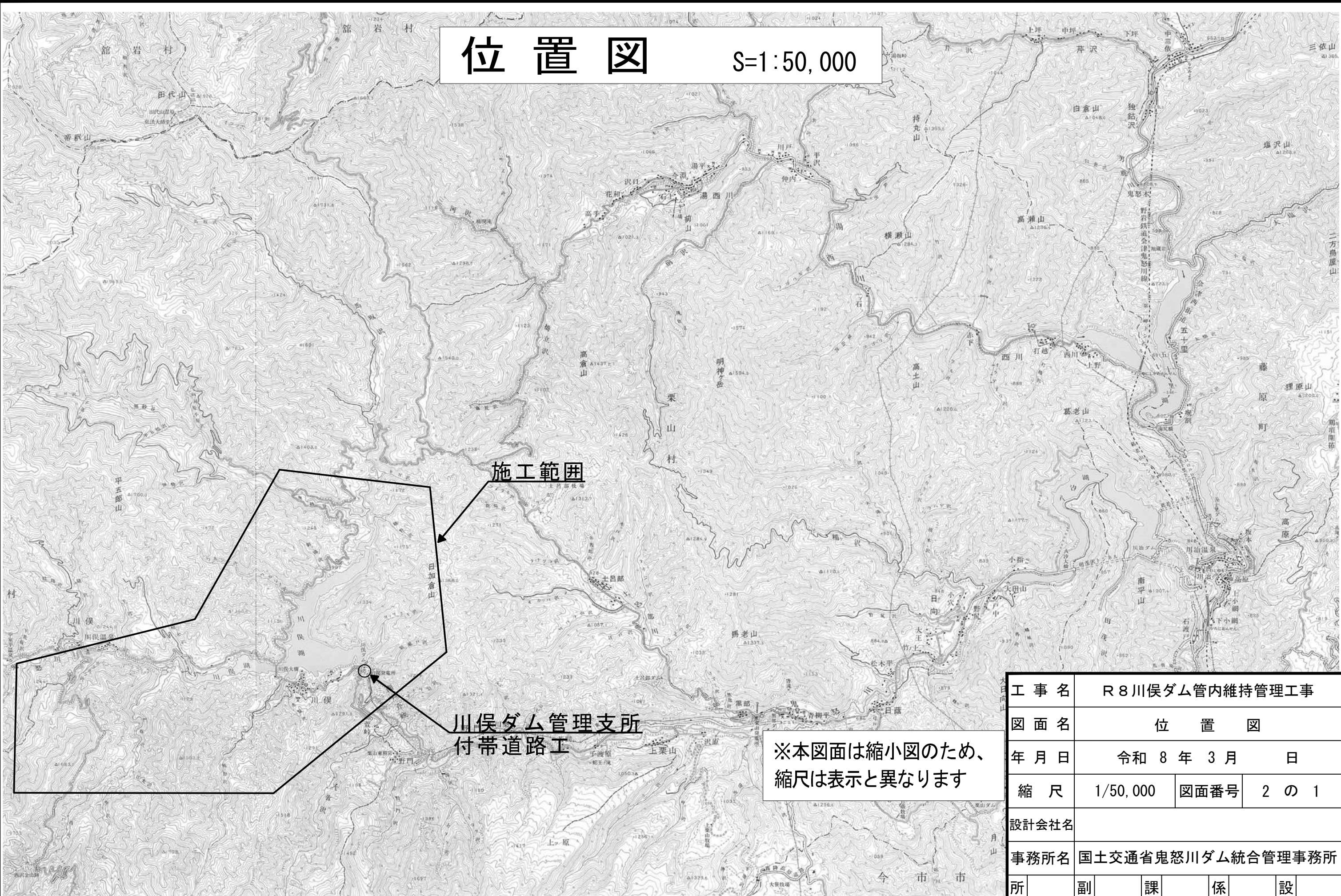
工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川俣ダム管内維持管理工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
工事費計		式		1			

位置図

S=1:50,000

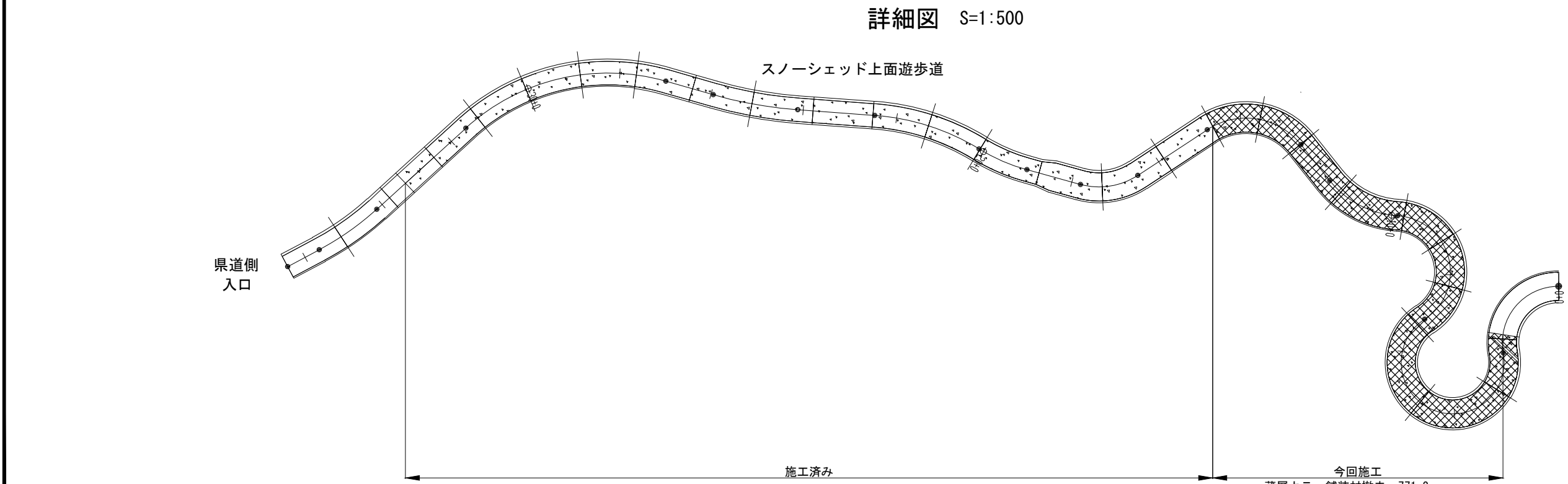
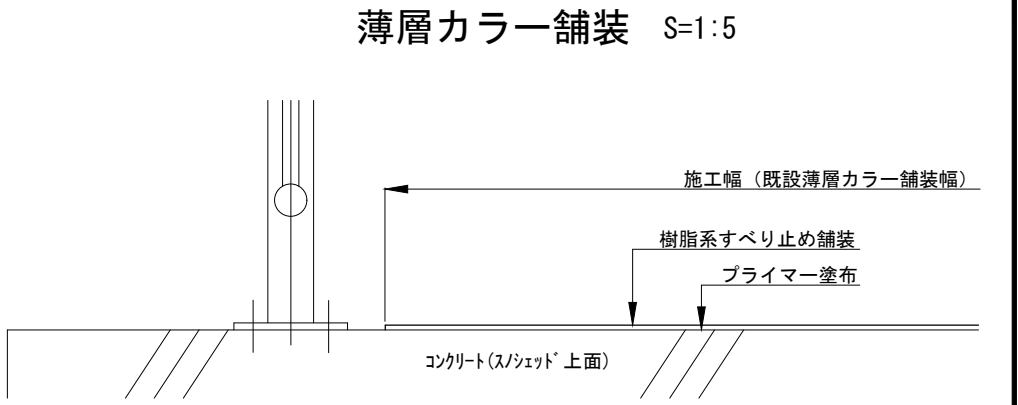
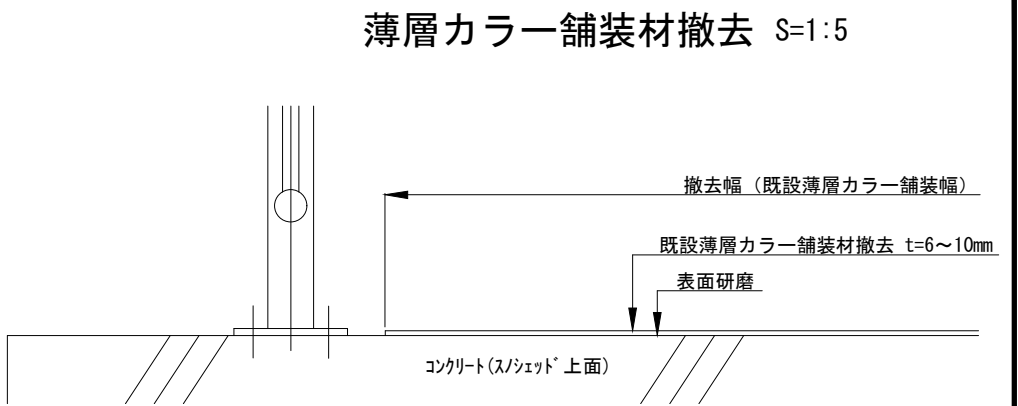
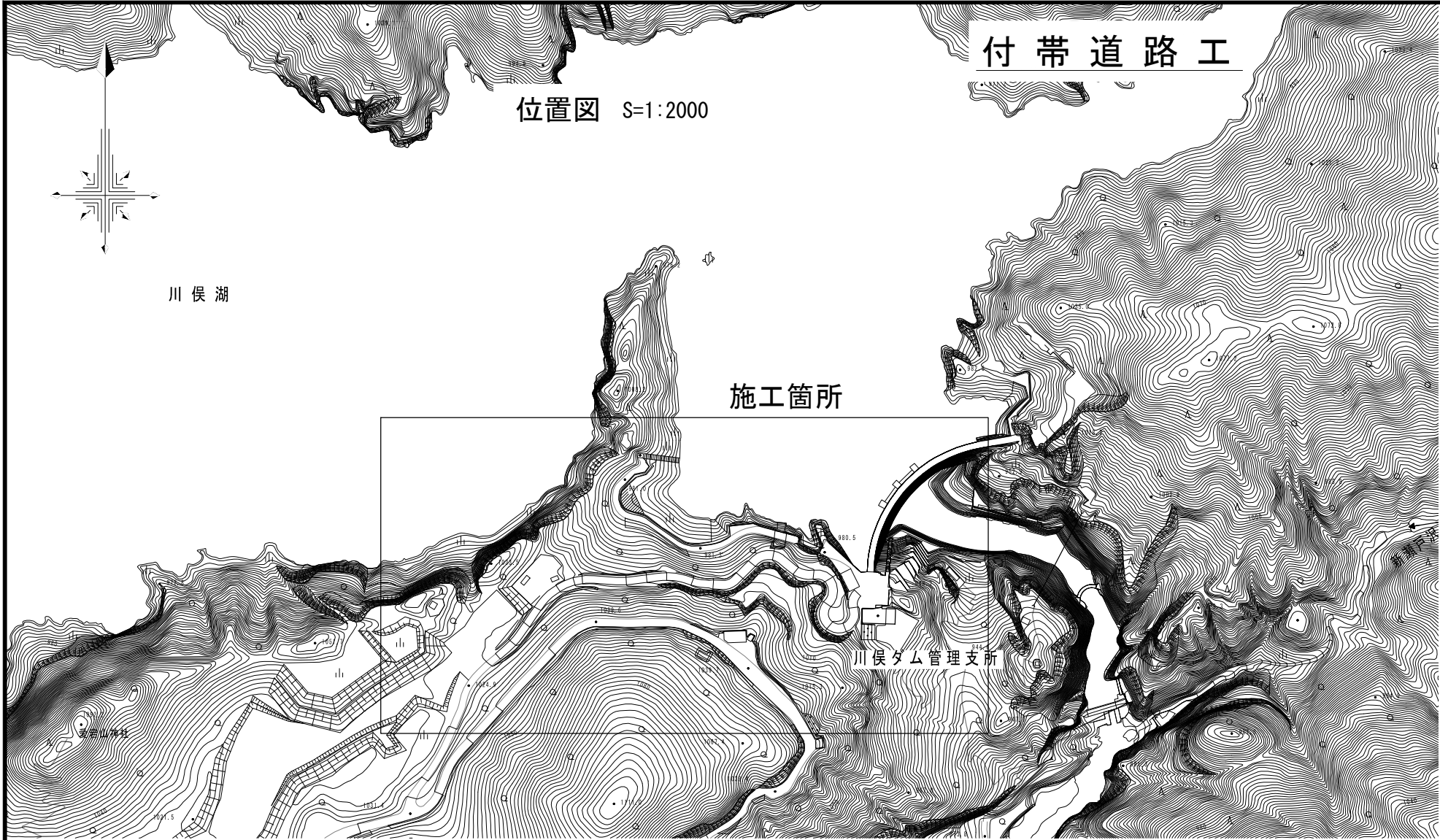


施工範囲

川俣ダム管理支所
付帯道路工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります

工 事 名		R 8 川俣ダム管内維持管理工事							
図 面 名		位 置 図							
年 月 日		令和 8 年 3 月 日							
縮 尺		1/50,000		図面番号		2 の 1			
設計会社名									
事務所名		国土交通省鬼怒川ダム統合管理事務所							
所長		副所長		課長		係長		設計	



凡例
: 薄層カラー舗装 (撤去範囲・施工範囲)

今回施工
薄層カラー舗装材撤去 771m²
薄層カラー舗装 771m²

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります

工事名	R8川俣ダム管内維持管理工事		
図面名	付帯道路工		
年月日	令和8年3月	日	
縮尺	図示	図面番号	2の2
設計会社名			
事務所名	国土交通省鬼怒川ダム統合管理事務所		